

第4章

【4】快適で安全な暮らしへ、みんなで取り組むまち

◎重点プロジェクト

- ごみの自家焼却や野焼き等による大気への影響を住民に知らせ、削減を図ります。
- 生活污水处理対策のため、合併処理浄化槽*の設置を推進します。

◆環境指標と目標値

指 標	現状 (H21)		目標 (H31)	担当課
野焼きによる苦情件数	24件 (H21※3)	→	0件 (毎年)	環境保全課
合併処理浄化槽*設置基数	4,160基 (H19)	→	6,017基 (H24)	環境保全課
騒音・悪臭苦情件数	2件 (H19)	→	0件 (毎年)	環境保全課

※3：平成21年4月1日～11月30日の件数。

◆施策の体系

9. きれいな空気を創っていく

① 自動車などからの発生源対策

自動車排出ガス対策の推進
大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

② 工場・事業場などからの発生源対策

工場・事業場等に対する対策の徹底

10. きれいな水を創っていく

① 水質汚濁の防止

工場・事業場等に対する対策の徹底
生活排水対策の推進
水質監視の実施

② 健全な水循環の構築

水資源の有効利用

11. 不快な騒音・振動や悪臭をなくす

① 騒音・振動の防止

騒音・振動の防止

② 悪臭の防止

悪臭の防止

12. きれいな土地を創っていく

地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

13. 有害化学物質による汚染やその他の公害を防ぐ

① 有害化学物質による汚染防止

化学物質の管理や有害化学物質による汚染防止の促進
農薬等の適正使用等
ダイオキシン類*対策の推進

② その他の公害の防止

その他の公害への防止対策

9. きれいな空気を創っていく

① 自動車などからの発生源対策

【市の取り組み】

■自動車排出ガス対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●普通自動車からハイブリッド車*や軽自動車への転換など、公用車に低公害車*を導入します。	財政課		
●公用車運転の際には、エコドライブ*を実践します。	全課※2		
●公用車の整備点検を徹底します。	財政課		
●徒歩や自転車利用、自動車相乗り、ノーカーデー* (全庁管理) を実施します。	総務課		
●公用車の使用削減対策を実施します。	財政課		
●買い替えなどにより、低公害型バスの導入の充実を図ります。	企画政策課 学校教育課		
●県などの自動車排出ガスに関する調査結果について、ホームページなどで情報提供を図ります。	環境保全課		
●エコドライブ*や車両の適切な整備・点検の啓発活動を推進します。	環境保全課		
●市民・事業者に対し、ハイブリッド車*、電気自動車など低公害車*の導入を啓発します。	環境保全課		

■大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●大気保全に関する普及・啓発の情報提供を図ります。	環境保全課		
●ごみの自家焼却や野焼き等による大気への影響を住民に知らせ、削減を図ります。	環境保全課		
●サンプスギなどへの植え替えにより、発生する花粉の量を抑制します。	農林水産課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 自動車の購入や利用にあたっては、電気自動車やハイブリッド車*など、低公害車*あるいは低燃費車で、環境にやさしいものを選択します。
- 事業所などが実施するノーカーデー*に積極的に協力します。
- アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転

第4章

（エコドライブ*）に努めます。

○交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車や路上駐輪などを行いません。

○近距離は自動車を利用しないなど、積極的に徒歩あるいは自転車で移動し、できるだけ自動車を利用しません。

○外出の際はマイカーの利用をできるだけ控え、電車やバスなど公共交通機関を利用するよう心がけます。

○自家用車は定期的に点検を行い、良好な状態を保ちます。

【滞在者の取り組み】

○レンタカーを利用する場合でも、電気自動車やハイブリッド車*など、低公害車*あるいは低燃費車で、環境にやさしいものを選択します。

○事業所などが実施するノーカーデー*に積極的に協力します。

○アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ*）に努めます。

○交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車や路上駐輪などを行いません。

○積極的に徒歩あるいは自転車で移動し、できるだけ自動車を利用しません。

【事業者の取り組み】

○事業活動に伴う自動車の購入、利用にあたっては、ハイブリッド車*など、低公害車*あるいは低燃費車で、環境にやさしいものを選びます。

○通勤時の相乗りや、徒歩や自転車による通勤、公共交通機関の利用を奨励し、自動車利用を減らします。

○アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ*）に努めます。

○社内の運転者に対してエコドライブ*などの教育を行います。

○業務用車両の運用・運行計画を効率的なものへと見直していきます。

○環境への影響を与えないよう、定期的に車の整備を行い、良好な状態を保ちます。

○業務用車両の運用・運行計画を作成する際は、公共交通機関の利用も考慮し、効率的なものとしていきます。

○田んぼに農薬などの空中散布をするときには、できるだけ周りに影響がないように努めます。

コラム

低公害車には、グリーン税制に基づく低排出ガス認定車や八都府県指定低公害車などがあります。



＜グリーン税制に基づく排出ガス認定車ステッカーの例＞

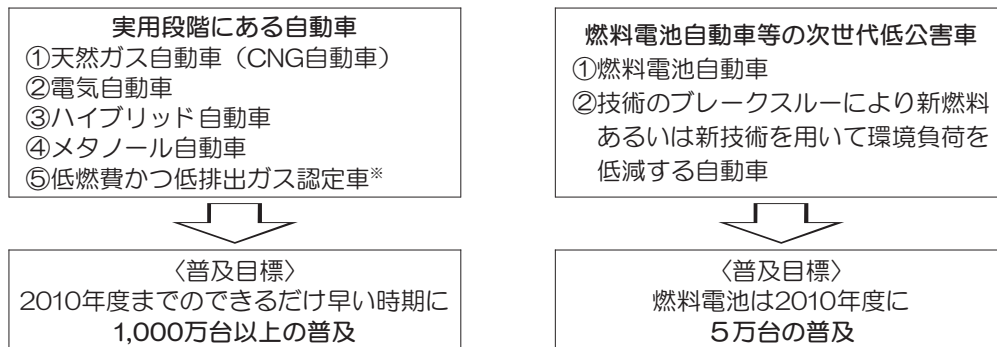


＜八都府県指定低公害車認定ステッカーの例＞

コラム ◇低公害車*（エコカー）について◇

低公害車*（通称：エコカー）は、大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことで、狭い意味では圧縮天然ガス（CNG）自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車（HV）*、メタノール自動車及び圧縮空気車の5車種を指します。低公害車*の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を持ちます。

また、平成13年7月に低公害車*の開発・普及を一層推進させるため、経済産業省、国土交通省、環境省の関係3省が協力して「低公害車*開発普及アクションプラン」を策定しています。「低公害車*開発普及アクションプラン」における対象車と普及目標は以下のとおりです。



※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車。

＜アクションプランの対象となる低公害車＞

さらに、平成19年5月には「次世代自動車・燃料イニシアティブ」がとりまとめられ、下図のように2030年に向けてのロードマップが作成されています。



＜2030 年に向けてのロードマップ＞

「次世代自動車・燃料イニシアティブ（経済産業省、平成19年）」より抜粋

第4章

② 工場・事業場などからの発生源対策

【市の取り組み】

■工場・事業場等に対する対策の徹底

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●大気汚染物質について、関係法令等に基づいた規制、指導の継続を図ります。	環境保全課		
●公害防止のため、公害防止技術の導入推進の啓発を図ります。	環境保全課		
●ごみ排出量そのものを削減することにより、ごみ処理による大気汚染物質を削減します。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

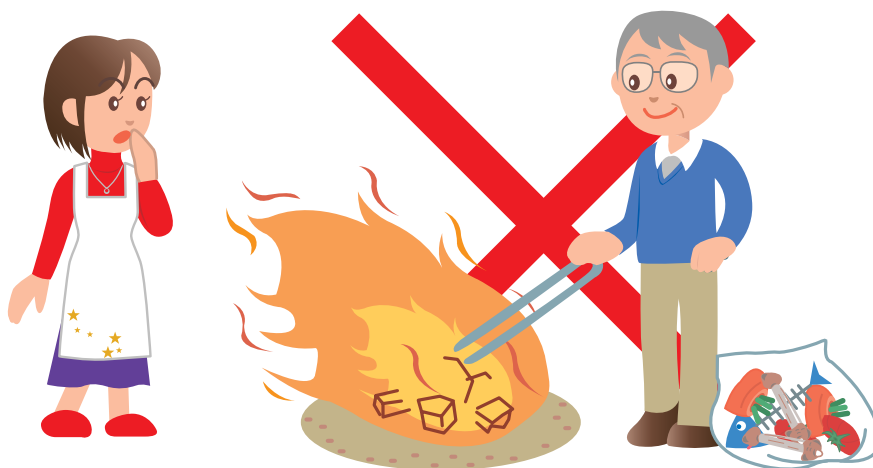
	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

○家庭用焼却炉は廃止し、家庭等から出るビニール、プラスチックごみ等の自家焼却や野焼きは行わず、適正に処理します。

【事業者の取り組み】

○廃棄物焼却炉は、法律等による制限や規制を順守し、適正に設置・管理します。
 ○大気汚染防止設備の定期的な点検整備を行い、施設から発生するばい煙や粉じんの飛散防止対策等を講じ、適切な自主管理を行います。
 ○施設を整備・改善し、有害な物質を排出しないように努めます。
 ○焼却炉の燃料には硫黄分の低いものを使用します。



10. きれいな水を創っていく

① 水質汚濁の防止

【市の取り組み】

■工場・事業場等に対する対策の徹底

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●工場排水等の規制、改善指導を継続します。	環境保全課		
●EM菌や木炭・植物などを利用した水質浄化など、小規模事業所の排水対策を促進します。	環境保全課		
●事業場への水質汚濁防止の指導やPRの実施を図ります。	環境保全課		
●建設作業に伴う水質汚濁防止対策の徹底を図ります。	環境保全課		
●監視・連絡体制の充実など水質異常事故対策の推進を図ります。	環境保全課		
●有害物質の適正な処理、農薬の適切な使用方法について啓発を図ります。	環境保全課		
●事業活動による油などの流出防止を周知徹底します。	環境保全課		
●家畜排せつ物などの適正管理の指導を図ります。	農林水産課		

■生活排水対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●生活排水の適正処理に関する普及・啓発を図ります。	環境保全課		
●家庭用や簡易宿泊所の合併処理浄化槽*設置を支援します。	環境保全課		
●河川の浄化を図るため、EM活性液の配布およびEM活性液の放流を促進します。	環境保全課		

■生活排水対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●公共用水域の監視を充実します。	環境保全課		
●河川などの水質調査の実施を図ります。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

第4章

【市民の取り組み】

- 油類や洗剤類などを、そのまま排水溝に流しません。
- 使用済みの食器は、油などの汚れを古紙や古布で拭き取ってから洗います。
- 有害化学物質や農薬が河川に流入することがないように適切な取扱いを徹底します。
- 単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*へ転換し、あるいは合併処理浄化槽*を設置し、法定検査や清掃等の維持管理をしっかりと行います。
- 自宅周辺の側溝や河川用水路の清掃など、水環境を守る取り組みに積極的に参加します。
- 調理くずや廃食用油の適正な処理、環境にやさしい洗剤の使用や洗剤の適正な使用に努めます。
- 洗濯や洗車のときは、洗剤は適量を使用します。
- 釣りをするときはマナーを守り、撒き餌や漁具の使い方に気を付けます。

【滞在者の取り組み】

- 釣りをするときはマナーを守り、撒き餌や漁具の使い方に気を付けます。

【事業者の取り組み】

- 合併処理浄化槽*、あるいは水処理施設を設置し、事業活動による排水は適正に処理し、海や河川等の水質保全に努めます。
- 家畜糞尿などは適正に処理します。
- 汚染物質を含む排水は適正に処理し、排水基準を超えた汚濁水を流さないよう、厳重に管理を行います。
- ダイオキシン類*などの有害化学物質や農薬などが河川に流入しないよう、使用の各工程において厳重な管理を行います。
- 農薬や化学物質は、適正に使用します。

コラム

◇浄化槽*について◇

合併処理浄化槽*と単独処理浄化槽*を比較すると右の図のようになります。(※数値は、1人が1日出す水質汚濁物質の量をBOD*で表したものです。)



出典：千葉県ホームページ

ただし、浄化槽*を適正に管理しないと浄化槽*内部に汚泥などがたまり、放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽*の機能不良の原因にもなります。

そのため、浄化槽*の使用者は、浄化槽を常に良好な状態に保っておくため、定期的に保守点検及び清掃をする義務があります。(浄化槽法第10条)

② 健全な水循環の構築

【市の取り組み】

■水資源の有効利用

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27	H27 ~ H32
●水資源の重要性の啓発に努め、水源涵養林を保全します。	水道部管理課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

○地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力します。

【事業者の取り組み】

○地下水の涵養を図るため、事業所内に雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力します。

○敷地内に、雨水タンクや貯留施設を設置し、雨水の積極的利用に取り組みます。



第4章

11. 不快な騒音・振動や悪臭をなくす

① 騒音・振動の防止

【市の取り組み】

■ 騒音・振動の防止

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●関連法令等に基づき、規制対象となる工場・事業場に対し、騒音・振動防止対策についての指導を行います。	環境保全課		
●防音対策等の指導を行います。	環境保全課		
●近隣騒音防止についての啓発活動を図ります。	環境保全課		
●マンホールについては、騒音・浮上防止型を維持します。	水道部管理課		
●地区計画を利用した規制・誘導による土地利用の適正な制限を図ります。	建設部管理課		
●建設・解体工事等を実施する際は、低騒音・低振動タイプの機械を使用するよう指導します。	環境保全課 建設課		
●公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。	公共工事施行担当課※4		

※4：公共工事施行担当課とは、公共工事を施行する際、担当となる部署（課）を示します。

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ*）に努めます。
- 暴走行為やカーステレオの大音響による影響を防止するため、家庭での教育を徹底していきます。
- 音響機器を使う場合、防音対策について工夫をします。
- 冷暖房機の室外機は、騒音防止に配慮して設置します。
- 騒音や振動をもたらす機器の使用にあたっては、影響を極力抑えるため、使用する時間帯にも配慮します。
- 建物の新築・改築工事を行う際は、隣近所等に配慮します。
- 近所に迷惑にならないよう、飼い犬等の鳴き声にも注意を払います。
- 深夜の騒音など近隣住民への迷惑行為を行いません。

【滞在者の取り組み】

- アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ*）に努めます。
- 深夜の騒音など近隣住民への迷惑行為を行いません。

【事業者の取り組み】

- アイドリングストップ*を心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ*）に努めます。
- 業務用車両や工事車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制します。
- 設備機器に対する消音器、防振ゴム・パネ等の防音・防振装置の設置、特定発生源室内への設置、防音壁の設置等の防音・防振対策を行います。
- 野外に露出して設置するポンプ類などの設備機器は、低騒音・低振動のものを使用するとともに、防音・防振対策を施します。
- 工事などの際は、幼稚園や学校などの文教施設、保育園、診療所、病院、老人ホーム等の福祉施設の有無を確認し、十分な配慮を行います。
- 建設工事や解体工事時には、低騒音・低振動の建設機械を使用します。
- 屋外に向けての宣伝放送や営業活動は、周辺の住民への騒音の影響を十分配慮して行います。
- 拡声装置などの使用を極力控えます。
- 低周波公害*をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。



第4章

② 悪臭の防止

【市の取り組み】

■悪臭の防止

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●工場・事業場等の悪臭発生源の監視・指導の徹底を図ります。	環境保全課		
●市民や事業者に対し、悪臭の発生を防ぐため、意識啓発を行います。	環境保全課		
●堆肥に関する悪臭防止指導を実施します。	環境保全課 農林水産課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

○近隣に迷惑にならないよう悪臭発生の防止に配慮します。

【事業者の取り組み】

○工場・事業所から発生する臭気が周辺に発散しないよう適切な対策を講じます。

○ごみを搬出するまでの間、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を施して保管します。

○家畜糞尿などは適正に処理し、管理を徹底します。

○肥料をまく際は、周辺に臭気が発散しないよう、気象状況等に考慮し、覆土を行うなど適切な対策を行います。



12. きれいな土地を創っていく

【市の取り組み】

■地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●市民や事業者に対して、土壌の大切さを啓発します。	環境保全課		
●土壌汚染による地下水汚染を防ぐための対策を検討します。	環境保全課		
●土壌汚染を未然防止するため、事業者への指導を働きかけます。	環境保全課		
●土壌汚染調査結果の情報の提供を図ります。	環境保全課		
●土壌汚染の要因となる廃棄物の発生抑制について、働きかけを図ります。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 有害化学物質や農薬により、土壌を汚染することがないように、適切な取り扱いを徹底します。
- 地盤沈下と思われる箇所を見つけた時は、その場所や状況について、市の担当窓口へ報告します。

【事業者の取り組み】

- 汚染物質を含む排水の地下浸透などはいけません。
- 有害化学物質や農薬などが土壌を汚染することがないように、使用の各工程において厳重な管理を行います。
- 土壌の掘削工事を行う際は、湧水を枯渇させないため、掘削の深度や地下水脈、湧水の位置などに十分に配慮し、地下水脈を分断しないようにします。

第4章

13. 有害化学物質による汚染やその他の公害を防ぐ

① 有害化学物質による汚染防止

【市の取り組み】

■化学物質の管理や有害化学物質による汚染防止の促進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●国、県との連携による有害化学物質対策の推進を図ります。	環境保全課		
●国、県との連携によるアスベスト*対策の推進を図ります。	環境保全課		

■農薬等の適正使用等

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●ゴルフ場や公園などで使用する農薬などの削減を促進します。	農林水産課		
●田・畑などに対する農薬や化学肥料等の適正使用、使用量削減の働きかけを図ります。	農林水産課		

■ダイオキシン類*対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●ダイオキシン類*に関する最新データの収集、発生防止対策の推進を図ります。	環境保全課		
●法令に基づく野焼き禁止の徹底を図ります。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 家庭で使用している物に有害化学物質などが含まれているかどうか、あるいは有害化学物質の人体への影響について知るようにします。
- 有害化学物質を含む製品の購入・使用をできるだけ控えるとともに、使用する場合は、使用時、保管時、廃棄時のそれぞれの注意事項を厳守します。
- 家庭内にある有害化学物質を廃棄する際には、適正に処理します。
- 有害化学物質が含まれている農薬や消毒薬、殺虫剤などは、住宅地周辺などではむやみに散布しません。
- PRTR制度*を利用し、事業者が取り扱っている有害物質の利用状況に関する情報公開を求めます。

【事業者の取り組み】

- 有害化学物質及び放射性物質の使用及び保管は、法を遵守して管理を徹底し、使用及び保管している施設は、その旨を外に表示します。
- 有害化学物質の取扱マニュアルを作成して自主管理を行うとともに、漏洩により環境汚染を出さないよう事故防止対策を徹底します。
- 無害化处理施設の設置などに努め、有害化学物質の排出を抑制します。
- 有害化学物質の使用量の抑制に努めます。
- 有害ごみについては、自己責任により回収し、処理します。

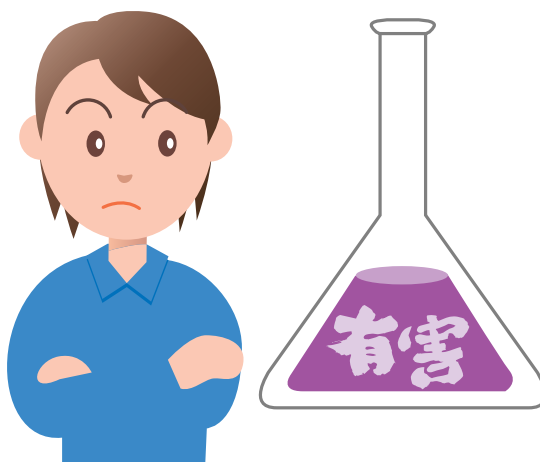
コラム

◇有害化学物質について◇

有害化学物質とは、環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。

具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえます。

有害化学物質の例…ベンゼン、DDT、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、シアン化合物、水銀など



第4章

② その他の公害の防止

【市の取り組み】

■ その他の公害への防止対策

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27 ~ H32	
● 公共施設の夜間照明について、施設利用時間終了後における消灯を徹底します。	全課※2		

【市の取り組み】の実施状況について

■	実施中
■	5年以内に実施
■	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

○ 自宅の照明の明るさが、周辺に影響を与えていないかを点検し、影響を与えている場合は改善していきます。

○ 電化製品を使わない時は、主電源を切ったりコンセントから抜くようにし、電磁波の発生を抑えます。

【事業者の取り組み】

○ 屋外照明の設置、使用にあたっては、「光害対策ガイドライン*」に従い、適正に行います。

○ 照明器具のメンテナンスは適切に行います。

○ 施設・事業所の照明は、周辺環境に配慮し、未使用時は消灯に努めます。

○ 駐車場等の付属施設の照明は、周辺環境に影響を与えていないかについて検証し、必要に応じて改善します。

○ ホタルなどの昆虫や植物など、生物の生息地に対して光を出さないようにします。

○ 製品や設備・施設から発生する電磁波の人体への影響を自ら把握し、その情報を一般に公表するとともに、これを低減するための安全対策を徹底します。

○ 電磁波の発生を抑えた製品開発を行います。

○ 携帯電話やPHSの中継塔、地上局を設置する場合は、シールド*の実施や周辺の土地を十分確保するなど、電磁波を低減するための対策を講じます。